

令和 8 年度 第 2 回
豊橋市地域公共交通活性化推進協議会（書面協議）

次 第

協議日 令和 8 年 8 月 2 0 日（木）

1. 議題

- 協議案第 1 号 令和 8 年度 地域内観光フィーダー系統補助への移行にかかる
地域公共交通計画 別紙（案）の変更について …【資料 1-1】
- 付帯協議案第 1 号 地域公共交通計画変更認定申請について …【資料 1-2】
- 協議案第 2 号 令和 9 年度 地域内観光フィーダー系統補助への移行にかかる
地域公共交通計画 別紙（案）の変更について …【資料 2】

令和 7 年 6 月 2 6 日

令和 8 年 8 月 2 0 日変更

(名称) 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

●目 的

豊橋市は、路線バスが廃止となり、高齢者など自家用車による移動が難しくなった公共交通の空白地区において、「地域生活」バス・タクシー（以下「コミュニティバス」という。）の運行を、運行地域で設置された地域運営団体、交通事業者及び豊橋市の３者が一体となっ

て行っている。このコミュニティバスは、買い物など日常生活に必要な交通手段の確保を目的としながら、拠点等を結ぶアクセス交通としての役割も担っている。
コミュニティバスが運行されている北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区と路線バスが運行されている野依地区は、いずれも高齢化が進んでいる地区であり、本事業はこの地域における自家用車での移動が難しい高齢者などの日常生活の交通手段の確保を目的としている。また、拠点等を結び幹線公共交通への乗り換えを行うことで、これら沿線住民の広範囲での移動とともに、来訪者の観光の足としての交通手段を確保することを目的としている。

●必 要 性

高齢化が進む北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区及び野依地区では、沿線住民の買い物など日常生活を営むうえで必要な交通手段の確保をしていかなければならない。

これらの地区におけるフィーダー系統（コミュニティバスや路線バス）は、具体的には、北部地区においては、地域内の通院や買い物での利用に加え、豊川駅で路線バスやJR飯田線、赤岩口で路面電車へ乗り換えし、中心市街地へアクセスするための交通として必要な路線である。また、南部地区においては、豊橋鉄道渥美線、JR東海道本線への乗り換えのアクセス交通として必要な路線である。前芝地区と川北地区においては、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線である。野依地区においては、豊橋市立くすのき特別支援学校への交通手段や、成田記念病院、豊橋市民病院への通院および豊橋駅へのアクセスとともに、来訪者の観光における交通手段として必要な路線である。

そのため、これら沿線住民や来訪者にとって、コミュニティバスや路線バスは、日常生活や観光における必要不可欠な移動を確保し、豊かで快適に生活するためにはなくてはならないものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

路線バスやコミュニティバスの運行により、交通不便地域に居住する市民の日常の移動手段を確保するとともに、運行地域に居住する市民が主体的に利用促進に取組み、潜在需要を喚起することにより、持続可能な公共交通としていくことを目標とする。

目標値は、地区ごとに下記のとおり設定する。

① 北部地区

令和 8 年度の利用者数 7, 2 0 0 人

令和 9 年度の利用者数 7, 2 0 0 人 令和 1 0 年度の利用者数 7, 2 0 0 人

(令和 6 年 1 0 月～令和 7 年 9 月の利用者数見込 5, 1 3 4 人)

② 南部地区

令和8年度の利用者数 2,200人

令和9年度の利用者数 2,300人 令和10年度の利用者数 2,400人
(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込 2,099人)

③ 前芝地区

令和8年度の利用者数 9,000人

令和9年度の利用者数 9,200人 令和10年度の利用者数 9,400人
(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込 8,796人)

④ 川北地区

令和8年度の利用者数 6,000人

令和9年度の利用者数 6,250人 令和10年度の利用者数 6,500人
(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込 4,925人)

⑤ 野依地区

令和8年度の利用者数 120,200人

令和9年度の利用者数 121,400人 令和10年度の利用者数 122,600人

(令和6年10月～令和7年9月の利用者数見込 119,089人)

(2) 事業の効果

交通不便地域において路線バスやコミュニティバスを運行することにより、当該地域に居住する市民の日常の移動手段が確保される。

また、鉄軌道、路線バス、コミュニティバスによる公共交通ネットワークが形成される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

対象	実施内容	実施主体
①北部地区 ②南部地区 ③前芝地区 ④川北地区	- 各地区へのアンケート等を通して、より有効な路線・ダイヤの見直しを行い、利便性を向上させ利用促進を図る。 - 新たな利用者の掘り起こしを行うため、各地区の地域資源を活かした利用促進イベントの実施や、各地域運営団体が主体となって啓発チラシの配布、自治会の会合等でのコミュニティバスの周知等に取り組む。 - 地域運営団体が協議会において、地域の取組を報告し、有識者・事業者・関係機関・他の地域運営団体等との意見交換により、PDCAサイクルを行いながら、事業の推進を図る。	各地域運営団体 豊橋市
⑤野依地区	- 公共交通マップの作成・配布等により、自動車から公共交通への移動手段の転換を促す。 - 交通系 IC カードの利用環境の整備により、来訪者の利便増進を図る。	豊鉄バス(株) 豊橋市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

○運行系統の概要及び運行事業者

①北部地区	柿の里萩平・豊川 駅東口系統	柿の里萩平→賀茂西→ 豊川駅東口	豊鉄タクシー (株)	路線図 :資料1 運行ダイヤ :資料2
	豊川駅東口・豊橋 医療センター系統	豊川駅東口→賀茂西→ 和田辻東→アイセロ北 →鷹丘クリニック→豊 橋医療センター		
	石巻中山・豊川駅 東口系統	石巻中山→賀茂西→豊 川駅東口		
	石巻中山・豊橋医 療センター系統	豊橋医療センター→鷹 丘クリニック→五井→ 和田辻東→石巻中山		
	石巻中山・豊川駅 東口系統	石巻中山→賀茂西→バ ロー豊川店→豊川駅東 口		
	豊川駅東口・豊橋 医療センター系統	豊橋医療センター→ア イセロ北→和田辻東→ 賀茂西→バロー豊川店 →豊川駅東口		
	石巻中山・豊橋医 療センター系統	石巻中山→賀茂西→和 田辻東→アイセロ北→ 鷹丘クリニック→豊橋 医療センター		
	石巻中山・豊橋医 療センター系統	石巻中山→賀茂西→和 田辻東→アイセロ北→ 豊橋医療センター		
	賀茂西・豊橋医療 センター系統	豊橋医療センター→五 井→和田辻東→賀茂西		
②南部地区	細谷二川系統	細谷校区⇄ヤマナカ二川 店	東海交通 (株)	運行区域図 :資料3 運行ダイヤ :資料4
	細谷イオン系統	細谷校区⇄イオン豊橋南 店 ※地域幹線ネットワーク等 と接続しない系統であるた め補助対象系統として扱 わない。		
	小沢二川系統	小沢校区⇄ヤマナカ二川 店		

	小沢イオン系統	小沢校区⇄イオン豊橋南店 ※地域幹線ネットワーク等と接続しない系統であるため補助対象系統として扱わない。		
	高根芦原系統	高根校区⇄芦原駅	豊鉄タクシー (株)	
	豊南大清水系統	豊南校区⇄大清水まなび交流館「ミナクル」		
③前芝地区	梅薮前芝線	西駅前⇄前芝⇄梅薮	東海交通 (株)	路線図 :資料5 運行ダイヤ :資料6
④川北地区	下地・津田～豊橋駅前系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前(大村行き) ※国土交通省が認める交通不便地域でないため補助対象系統として扱わない。	東海交通 (株)	路線図 :資料7 運行ダイヤ :資料8
	下地・津田～大村系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前(大村行き)⇒ファミリーマート豊橋長瀬町店		
	大村～下地・津田系統	ファミリーマート豊橋長瀬町店⇒豊橋駅前(下地・津田行き)⇒セブンイレブン豊橋横須賀町店		
⑤野依地区	三本木線(くすのき特別支援学校)	豊橋駅前⇄西高師⇄くすのき特別支援学校	豊鉄バス (株)	路線図 :資料9 運行ダイヤ :資料10
	三本木線(野依)	豊橋駅前⇄西高師⇄野依		

○運送事業者を選定した経緯

①北部地区	- 平成 22 年 5 月 11 日 豊橋市委託業務審査会部会 指名業者選定 - 平成 22 年 6 月 2 日 入札 - 平成 22 年 6 月 2 日 委託業務契約 - 平成 23 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 23 年 10 月 1 日 随意契約 - 平成 24 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 25 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (細谷・小沢地区)	- 平成 25 年 5 月 27 日 公募型プロポーザル公告 - 平成 25 年 6 月 18 日 契約候補者特定 - 平成 25 年 6 月 18 日 委託業務契約 - 平成 26 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 27 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定

②南部地区 (高豊地区)	- 平成25年4月26日 公募型プロポーザル公告 - 平成25年5月29日 契約候補者特定 - 平成25年6月14日 委託業務契約 - 平成26年4月1日 随意契約 - 平成27年4月1日 随意契約 - 平成28年4月1日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
③前芝地区	- 平成25年4月26日 公募型プロポーザル公告 - 平成25年5月29日 契約候補者特定 - 平成25年6月14日 委託業務契約 - 平成26年4月1日 随意契約 - 平成27年4月1日 随意契約 - 平成28年4月1日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
④川北地区	- 平成27年7月6日 公募型プロポーザル公告 - 平成27年7月27日 契約候補者特定 - 平成27年8月4日 委託業務契約 - 平成28年4月1日 随意契約 - 平成29年4月1日 随意契約 - 平成30年4月1日 随意契約 - 平成31年4月1日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
⑤野依地区	選定の経緯なし（豊鉄バス㈱により運行）
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
豊橋市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】	
該当なし	

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付
11. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
(1) 事業の目標
該当なし

(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和7年6月2日 第1回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 ○事業計画の内容について協議、合意 ・令和8年8月20日 第2回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 ○地域公共交通計画 別紙(案)の変更について協議、合意
19. 利用者等の意見の反映状況
協議会に利用者を代表する委員がおり、計画内容を説明し、合意を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 豊橋市今橋町1番地
 (所 属) 豊橋市都市計画部都市交通課
 (氏 名) 山崎 駿斗
 (電 話) 0532-51-2463
 (e-mail) toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

付帯協議案第 1 号

地域公共交通計画変更認定申請について

資料 1-2

様式第 9－2（日本産業規格 A 列 4 番）

8 豊地協第 号

令和 8 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

住 所 愛知県豊橋市今橋町 1 番地

代表者氏名 会長 松尾 幸二郎

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 8 年 3 月 2 7 日付け国総地第 2 9 5 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 8 年 8 月 2 0 日

○ 変更箇所

- ・計画別紙 1. 3. 1 8. にそれぞれ記述を追加
- ・表 1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
申請番号（1 7）の系統を削除
- ・表 1 観光振興事業により運行する運行系統の概要及び運送予定者
申請番号（1）の系統を追加
- ・表 5 観光振興事業を行う地域の概要
様式の追加

○ 変更理由

対象の系統について、地域内フィーダー系統補助から地域内観光フィーダー系統補助への変更をしたいため。

令和 8 年 6 月 3 0 日

令和 8 年 8 月 2 0 日変更

（名称）豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

●目 的

豊橋市は、路線バスが廃止となり、高齢者など自家用車による移動が難しくなった公共交通の空白地区において、「地域生活」バス・タクシー（以下「コミュニティバス」という。）の運行を、運行地域で設立された地域運営団体、交通事業者及び豊橋市の3者が一体となって行っている。このコミュニティバスは、買い物など日常生活に必要な交通手段の確保を目的としながら、拠点等を結ぶアクセス交通としての役割も担っている。

コミュニティバスが運行されている北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区と路線バスが運行されている野依地区は、いずれも高齢化が進んでいる地区であり、本事業はこの地域における自家用車での移動が難しい高齢者などの日常生活の交通手段の確保を目的としている。また、拠点等を結び幹線公共交通への乗り換えを行うことで、これら沿線住民の広範囲での移動とともに、来訪者の観光の足としての交通手段を確保することを目的としている。

●必 要 性

高齢化が進む北部地区、南部地区、前芝地区、川北地区及び野依地区では、沿線住民の買い物など日常生活を営むうえで必要な交通手段の確保をしていかなければならない。

これらの地区におけるフィーダー系統（コミュニティバスや路線バス）は、具体的には、北部地区においては、地域内の通院や買い物での利用に加え、豊川駅で路線バスやJR飯田線、赤岩口で路面電車へ乗り換えし、中心市街地へアクセスするための交通として必要な路線である。また、南部地区においては、豊橋鉄道渥美線、JR東海道本線への乗り換えのアクセス交通として必要な路線である。前芝地区と川北地区においては、成田記念病院や豊橋市民病院への通院及び、豊橋駅へアクセスしその後の広範囲での移動に必要な路線である。野依地区においては、豊橋市立くすのき特別支援学校への交通手段や、成田記念病院、豊橋市民病院への通院および豊橋駅へのアクセスとともに、来訪者の観光における交通手段として必要な路線である。

そのため、これら沿線住民や来訪者にとって、コミュニティバスや路線バスは、日常生活や観光における必要不可欠な移動を確保し、豊かで快適に生活するためにはなくてはならないものである。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

路線バスやコミュニティバスの運行により、交通不便地域に居住する市民の日常の移動手段を確保するとともに、運行地域に居住する市民が主体的に利用促進に取組み、潜在需要を喚起することにより、持続可能な公共交通としていくことを目標とする。

目標値は、地区ごとに下記のとおり設定する。

① 北部地区

令和 9 年度の利用者数 6, 3 0 0 人

令和 10 年度の利用者数 6, 3 0 0 人 令和 11 年度の利用者数 6, 3 0 0 人

（令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月の利用者数実績 6, 2 3 0 人）

② 南部地区

令和9年度の利用者数 2,380人

令和10年度の利用者数 2,380人 令和11年度の利用者数 2,380人

(令和7年4月～令和8年3月の利用者数実績 2,362人)

③ 前芝地区

令和9年度の利用者数 9,600人

令和10年度の利用者数 9,600人 令和11年度の利用者数 9,600人

(令和7年4月～令和8年3月の利用者数実績 9,594人)

④ 川北地区

令和9年度の利用者数 4,900人

令和10年度の利用者数 4,900人 令和11年度の利用者数 4,900人

(令和7年4月～令和8年3月の利用者数実績 4,809人)

⑤ 野依地区

令和9年度の利用者数 114,000人

令和10年度の利用者数 114,000人 令和11年度の利用者数 114,000人

(令和6年10月～令和7年9月の利用者数実績 113,545人)

(2) 事業の効果

交通不便地域において路線バスやコミュニティバスを運行することにより、当該地域に居住する市民の日常の移動手段が確保される。

また、鉄軌道、路線バス、コミュニティバスによる公共交通ネットワークが形成される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

対象	実施内容	実施主体
①北部地区 ②南部地区 ③前芝地区 ④川北地区	- 各地区へのアンケート等を通して、より有効な路線・ダイヤの見直しを行い、利便性を向上させ利用促進を図る。 - 新たな利用者の掘り起こしを行うため、各地区の地域資源を活かした利用促進イベントの実施や、各地域運営団体が主体となって啓発チラシの配布、自治会の会合等でのコミュニティバスの周知等に取り組む。 - 地域運営団体が協議会において、地域の取組を報告し、有識者・事業者・関係機関・他の地域運営団体等との意見交換により、PDCAサイクルを行いながら、事業の推進を図る。	各地域運営団体 豊橋市
⑤野依地区	- 公共交通マップの作成・配布等により、自動車から公共交通への移動手段の転換を促す。 - 交通系 IC カードの利用環境の整備により、来訪者の利便増進を図る。	豊鉄バス(株) 豊橋市

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

○運行系統の概要及び運行事業者

①北部地区	柿の里萩平・豊川 駅東口系統	柿の里萩平→賀茂西→豊 川駅東口	豊鉄タク シー (株)	運行区域図 ：資料 1 運行ダイヤ ：資料 2
	豊川駅東口・豊橋 医療センター系統	豊川駅東口→賀茂西→和 田辻東→アイセロ北→鷹 丘クリニック→豊橋医療 センター		
	石巻中山・豊橋医 療センター系統	豊橋医療センター→鷹丘 クリニック→五井→和田 辻東→石巻中山		
	石巻中山・豊川駅 東口系統	石巻中山→賀茂西→バロ ー豊川店→豊川駅東口		
	石巻中山・豊橋医 療センター系統	石巻中山→賀茂西→和田 辻東→アイセロ北→鷹丘 クリニック→豊橋医療セ ンター		
	石巻中山・豊川駅 東口系統	石巻中山⇄豊川駅東口		
	石巻中山・豊橋医 療センター系統	石巻中山⇒豊橋医療セン ター		
	豊川駅東口・豊橋 医療センター系統	豊橋医療センター⇒豊川 駅東口		
	賀茂西・豊橋医療 センター系統	豊橋医療センター⇒賀茂 西		
	豊川駅東口・石巻 中山系統	豊川駅東口⇒バロー豊川 店⇒石巻中山		
②南部地区	細谷二川系統	細谷校区⇄ヤマナカ二川 店	東海交通 (株)	運行区域図 ：資料 3 運行ダイヤ ：資料 4
	細谷イオン系統	細谷校区⇄イオン豊橋南 店 ※地域幹線ネットワーク 等と接続しない系統であ るため補助対象系統とし て扱わない。		
	小沢二川系統	小沢校区⇄ヤマナカ二川 店		
	小沢イオン系統	小沢校区⇄イオン豊橋南 店 ※地域幹線ネットワーク		

		等と接続しない系統であるため補助対象系統として扱わない。		
	高根芦原系統	高根校区⇄芦原駅	豊鉄タクシー (株)	
	豊南大清水系統	豊南校区⇄ 大清水まなび交流館「ミナクル」		
③前芝地区	梅薮前芝線	西駅前⇄前芝⇄梅薮	東海交通 (株)	路線図 : 資料 5 運行ダイヤ : 資料 6
④川北地区	下地・津田～豊橋駅前系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前 (大村行き) ※国土交通省が認める交通不便地域でないため補助対象系統として扱わない。	東海交通 (株)	路線図 : 資料 7 運行ダイヤ : 資料 8
	下地・津田～大村系統	JA 津田支店⇒豊橋駅前 (大村行き) ⇒ファミリーマート 豊橋長瀬町店		
	大村～下地・津田系統	ファミリーマート豊橋長瀬町店⇒ 豊橋駅前(下地・津田行き) ⇒セブンイレブン豊橋横 須賀町店		
⑤野依地区	三本木線(くすのき特別支援学校)	豊橋駅前⇄西高師⇄くすのき特別支援学校	豊鉄バス (株)	路線図 : 資料 9 運行ダイヤ : 資料 10
	三本木線(野依)	豊橋駅前⇄西高師⇄野依		

○運送事業者を選定した経緯

①北部地区	- 平成 22 年 5 月 11 日 豊橋市委託業務審査会部会 指名業者選定 - 平成 22 年 6 月 2 日 入札 - 平成 22 年 6 月 2 日 委託業務契約 - 平成 23 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 23 年 10 月 1 日 随意契約 - 平成 24 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 25 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (細谷・小沢地区)	- 平成 25 年 5 月 27 日 公募型プロポーザル公告 - 平成 25 年 6 月 18 日 契約候補者特定 - 平成 25 年 6 月 18 日 委託業務契約 - 平成 26 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 27 年 4 月 1 日 随意契約 - 平成 28 年 4 月 1 日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
②南部地区 (高豊地区)	- 平成 25 年 4 月 26 日 公募型プロポーザル公告 - 平成 25 年 5 月 29 日 契約候補者特定 - 平成 25 年 6 月 14 日 委託業務契約

	・平成26年4月1日 随意契約 ・平成27年4月1日 随意契約 ・平成28年4月1日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
③前芝地区	・平成25年4月26日 公募型プロポーザル公告 ・平成25年5月29日 契約候補者特定 ・平成25年6月14日 委託業務契約 ・平成26年4月1日 随意契約 ・平成27年4月1日 随意契約 ・平成28年4月1日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
④川北地区	・平成27年7月6日 公募型プロポーザル公告 ・平成27年7月27日 契約候補者特定 ・平成27年8月4日 委託業務契約 ・平成28年4月1日 随意契約 ・平成29年4月1日 随意契約 ・平成30年4月1日 随意契約 ・平成31年4月1日 補助対象事業者として選定・補助金交付決定
⑤野依地区	・選定の経緯なし（豊鉄バス(株)により運行）
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額	
豊橋市が、運行経費から運行収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担している。一部停留所が豊川市に乗り入れている路線についても、豊橋市のみで負担している。	
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法	
利用者数について、数値指標によるモニタリング・評価を実施。	
7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要	
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧	
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項	
<u>【地域間幹線系統のみ】</u>	
※該当なし	
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要	
<u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」のとおり【添付省略】	
11. 車両の取得に係る目的・必要性	
<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>	

※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
・令和8年6月1日 第1回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 ○事業計画の内容について協議、合意
・令和8年8月20日 第2回 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会 ○地域公共交通計画 別紙（案）の変更について協議、合意
19. 利用者等の意見の反映状況
協議会に利用者を代表する委員がおり、計画内容を説明し、合意を得ている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所)	豊橋市今橋町 1 番地
(所 属)	豊橋市都市計画部都市交通課
(氏 名)	山崎 駿斗
(電 話)	0 5 3 2 - 5 1 - 2 6 2 0
(e-mail)	toshikotsu@city.toyohashi.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

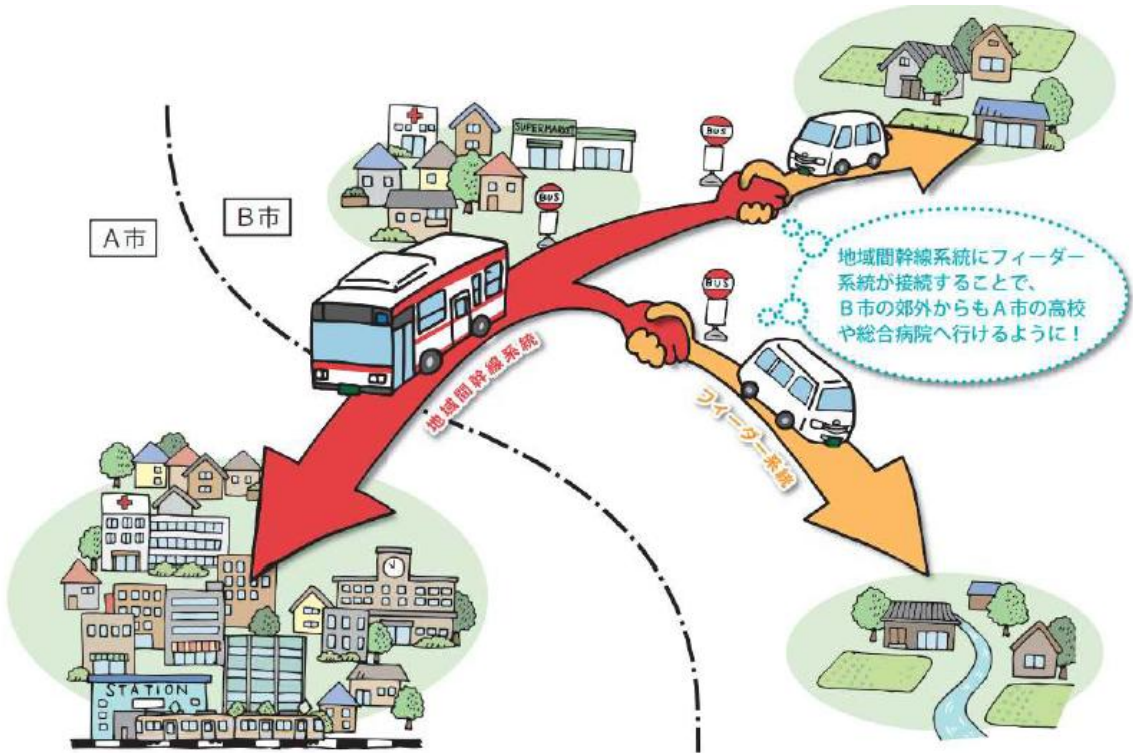
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

【フィーダーとは】

鉄道や路線バス等の交通の軸に対して、枝葉のように分かれる支線といった意味があり、コミュニティバスや過疎地域を走る路線バスがこれにあたります。



令和8年6月1日に協議した通常的地域内フィーダー

【フィーダー補助金概要】

鉄道や路線バス等の幹線系統を補完する、赤字の支線（フィーダー）の運行経費に対する補助です。
補助の要件としてフィーダー補助系統は本市の地域公共交通計画に位置付けられています。
補助系統に係る目標や効果等を記載した地域公共交通計画の別紙を策定し、国から認定されることで補助を受けることができます。

- 申請者および補助対象事業者： 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会
- 補 助 金 交 付 者： 国土交通省
- 計画期間
令和9年度事業（R8.10.1～R9.9.30）
計画申請：令和8年6月 ⇒ 交付申請：令和9年11月 ⇒ 交付決定：令和10年2月

会計年度	令和7年度												令和8年度												令和9年度											
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	令和7年度事業						令和8年度事業（R7. 10. 1～R8. 9. 30）												令和9年度事業（R8. 10. 1～R9. 9. 30）									令和10年度事業								
事業者							7年度 交付申請											8年度 交付申請											9年度 交付申請							
協議会			8年度 計画・申請策定				7年度 交付申請	7年度 事業評価					9年度 計画・申請策定					8年度 交付申請	8年度 事業評価							10年度 計画・申請策定			9年度 交付申請	9年度 事業評価						
国						8年度 計画認定				7年度 額の交付決定							9年度 計画認定											10年度 計画認定						9年度 額の交付決定		

今回移行する地域内観光フィーダー

【地域内観光フィーダー補助金概要】

オーバーツーリズム、「交通空白」などの課題解決を通した“持続可能な観光”の更なる推進に向けて、生活交通に加え、観光の主要交通結節点等における二次交通としての役割が期待される地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援する補助金です。

○申請者および補助対象事業者： 豊橋市地域公共交通活性化推進協議会

○補 助 金 交 付 者： 国土交通省

○計画変更期間

令和8年度事業（R7.10.1～R8.9.30）（※令和8年度の特例で変更）

計画申請：令和7年6月 ⇒ 交付申請：令和8年11月 ⇒ 交付決定：令和9年2月

令和9年度事業（R8.10.1～R9.9.30）

計画申請：令和8年6月 ⇒ 交付申請：令和9年11月 ⇒ 交付決定：令和10年2月

会計年度	令和7年度												令和8年度												令和9年度																														
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																			
	令和7年度事業						令和8年度事業（R7.10.1～R8.9.30）												令和9年度事業（R8.10.1～R9.9.30）												令和10年度事業																								
事業者							7年度 交付申請													8年度 交付申請													9年度 交付申請																						
協議会							7年度 交付申請	7年度 事業評価													8年度 交付申請	8年度 事業評価													9年度 交付申請	9年度 事業評価																			
国							8年度 計画認定													9年度 計画認定													8年度 交付決定額の確定													10年度 計画認定							9年度 交付決定額の確定		